3　参与との意見交換

人事行政に関する重要な事項について意見を求めるため、各界の有識者に参与を委嘱し、意見交換を行った。

4　有識者の職場訪問

ふだん目に触れることの少ない各府省の様々な職種の勤務実態などを直接目の当たりにすることで、公務員に対する理解を深めてもらうことを目的に、外部有識者の職場訪問を行っている。平成28年度は、本院及び地方事務局（所）において、報道機関の論説委員等の有識者による入国管理官署、港湾・空港関係官署への職場訪問を行った。

第２編　国家公務員倫理審査会の業務

国家公務員倫理審査会について

国公法及び倫理法に基づいて人事院に設置された国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）は、会長及び委員４人をもって組織され、公務に対する国民の信頼確保という倫理法の目的の下、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）の制定・改廃に関する意見の申出、各種報告書の審査、倫理法・倫理規程に違反する疑いがある場合の調査・懲戒の手続の実施、懲戒処分の承認など、職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌している。倫理審査会には、その事務を処理するため、事務局が置かれている。その業務実施には、倫理審査会の議決が必要であり、倫理審査会会議は、平成28年度には23回、倫理審査会設立以来計434回開催されている。

また、各府省、各行政執行法人には倫理法に基づき倫理監督官（各府省事務次官等）が置かれ、各府省の長等と共に、倫理審査会と連携して、その属する府省等の職員の職務に係る倫理の保持に関する責務を担っている。

本編は、職員の職務に係る倫理の保持に関して倫理審査会が行った業務について記述したものである。

第１章　職員の職務に係る倫理の保持を図るための啓発活動等

倫理法は、幹部公務員を中心に不祥事が続発し、厳しい社会的批判を招いたことを背景として、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、議員立法により、平成11年８月に制定され、平成12年４月から全面施行されたものである。

倫理法は、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めるとともに、職員の職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌する機関である倫理審査会の設置、倫理原則を踏まえた職員の倫理の保持に必要な事項を定める政令（倫理規程）の制定、職員と事業者等との接触について透明性を確保するための各種報告制度等（報告のルール）、行政機関等への倫理監督官の設置について規定している。

また、倫理規程は、倫理法の倫理原則を受けた倫理行動規準を定めるとともに、許認可等の相手方や補助金等の交付を受ける者など、職員の職務と利害関係を有する者の範囲を利害関係者として規定し、職員が利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招くような行為の禁止等の「行動のルール」について規定している。

倫理審査会では、倫理法・倫理規程の適正な運用を確保するとともに、『職員の倫理意識のかん養』、『倫理的な組織風土の構築』及び『倫理法等違反への厳正な対応』を主要な柱に据え、職員の職務に係る倫理を保持するための各種施策を実施している。

1　倫理制度の周知徹底、広報活動

倫理法・倫理規程の適正な運用を確保するためには、第一に、これらの法令の適用を受ける職員に対しその内容を周知徹底することが不可欠である。加えて、これらの職員と接触する機会のある事業者等に対しても、その内容の理解とともに、職員の倫理保持に対する協力を求めることが重要である。このような認識の下、平成28年度においては、次の⑴～⑶の業務を実施した。

⑴　各府省等との会議や懇談会の開催

各府省等における実務の重要な担い手である本府省の倫理事務担当者等を対象とした会議などの機会を通じ、倫理研修の計画的な実施や職員の職務に係る倫理の保持のための相談・通報の活用推進に関する指導・助言を行うとともに、各府省等における倫理保持のための取組の参考となるよう、各府省等で実施された啓発活動や倫理的な組織風土の構築のための取組の具体例の共有等を行った。

また、各府省等において倫理保持について職員を指導すべき立場にある官房長等との懇談会を開催し、各府省等における倫理の遵守状況や倫理保持のための取組状況や課題について意見交換を行った。

さらに、地方機関における倫理の遵守状況や倫理保持のための取組状況について把握するため、地方機関の長等を対象とした懇談会を開催し、地方機関における倫理保持に関する課題について意見交換を行った。

⑵　事業者等への広報活動

国家公務員と接触する機会のある事業者等に対して倫理法・倫理規程の周知及び理解の促進を図るため、全国の経済団体等43団体を訪問して、倫理法・倫理規程のポイントを説明し、会員に対するパンフレットの配布、機関誌やウェブサイトへの公務員倫理に関する記事の掲載など、事業者等に対する広報活動への協力の依頼等を行った。このほか、郵送等でも同様の依頼を行った。この結果、合計60団体のウェブサイト、機関誌等に公務員倫理に関する記事が掲載された。

これに加えて、地方公共団体も利害関係者になり得るため、地方公共団体をめぐる倫理法等違反事例も紹介した広報資料を47都道府県、20指定都市を中心に全国の地方公共団体に配付し、公務員倫理に関する周知を行った。

また、事業者等の視点に立って公務員倫理の制度や運用、事例についてまとめた事業者用教材を新たに作成し、各府省等や事業者等に配布した。

⑶　国家公務員倫理週間における啓発活動

平成14年度から毎年実施している「国家公務員倫理週間」（12月１日から同月７日までの１週間）に際し、主に、倫理感のかん養・保持に資する「風通しの良い職場環境の構築に関する標語」・「相談・通報窓口の利用促進に関する標語」を募集したところ、10,309点の応募があり、応募作品の中から倫理審査会において最優秀作品１点（「『おかしい』と　言える雰囲気　言う勇気」）及び優秀作品２点を選定し、これを用いた啓発用ポスターやパンフレットを作成した。これらを各府省等のほか、地方公共団体、経済団体等に配布した。また、国家公務員を対象として、岡本浩一氏（東洋英和女学院大学人間科学部教授）による講演会（演題「不祥事防止と組織風土についての社会心理学観点」）を開催した。さらに、各府省等に対しては、倫理監督官による公務員倫理に関する講話の実施、セルフチェックシートなど公務員倫理に関する研修教材の活用、「公務員倫理ホットライン」（後掲「３　相談・通報の活用促進」参照）の周知徹底などの要請を行った。

2　倫理の保持のための研修

倫理審査会は、倫理法第11条第４号の規定により、職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うほか、自ら実施することが適当と認められる研修については、これを計画し、実施することとされている。平成28年度においては、次の⑴～⑶の業務を実施した。

⑴　倫理制度説明会等の実施

倫理制度の周知徹底及び各府省等における倫理研修指導者の養成を目的として、各府省等の地方機関の倫理事務担当者等を対象とした倫理制度説明会を全国９か所において開催し、倫理制度全般、調査及び懲戒手続の留意点、各種報告書の審査方法等の説明を行った（参加者計431人）。また、平成28年度の新たな取組として、本府省等の倫理事務担当者の実務能力の更なる向上のため、具体的な事例検討を題材に参加者が討議・発表し、倫理審査会事務局職員が解説を行う方式での研修会を開催した（参加者55人）。